

第3次光市環境基本計画（素案）

令和4年6月

環境部環境政策課

はじめに（市長あいさつ）

市長あいさつを記載します。

光市自然敬愛都市宣言

～美しく すばらしい自然を次世代へ～

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成18年3月23日

山口県光市

目 次

はじめに（市長あいさつ）

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	3
4	計画の対象となる範囲.....	3
5	計画の対象となる主体.....	4
6	環境配慮行動.....	4

第2章 光市の現状

1	地域の特徴.....	6
2	温室効果ガス排出量.....	9

第3章 第2次光市環境基本計画の評価及び課題

1	後期リーディングプロジェクトの評価及び課題.....	12
---	----------------------------	----

第4章 光市が目指す姿

1	計画策定の基本姿勢.....	18
2	目指す環境像.....	20
3	基本方針.....	21
4	基本方針ごとの具体的なまちのイメージ.....	22
5	施策の体系.....	25

第5章 基本方針ごとの施策

1	自然敬愛都市の実現.....	28
2	地球温暖化対策の推進.....	39
3	循環型社会の実現.....	44

第6章 リーディングプロジェクト

1	リーディングプロジェクトとは.....	50
2	リーディングプロジェクト.....	51

第7章 計画の推進

1	計画の推進に向けて.....	53
2	推進体制.....	53
3	情報の発信と進行管理.....	54

資料編.....	55
----------	----

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

21世紀は「環境の世紀」と呼ばれています。18世紀中頃からの産業革命により発展してきた社会は、20世紀には大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムを構築し、私たちの暮らしに物質的な豊かさや便利さをもたらしました。一方、こうした社会構造の変化により、自然環境への負荷を増大させた結果、地球温暖化の進行とともに、気候変動が原因とみられる気象災害の頻発化や生物多様性の損失、海洋汚染など、地球規模による環境問題が顕在化・深刻化し、私たち人類の生存基盤にも大きな影響を及ぼしています。

そうした中、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)として、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030年(令和12年)までを期限とする17のゴールや、環境・経済・社会の三側面統合の概念などが示されました。

さらに、平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で合意された「パリ協定」では、地球温暖化や気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減に関する新たな国際的な取り決めとともに、世界の平均気温を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることや、出来る限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることなどが世界共通の目標として設定されました。

(2) 国および県の動向

国は、こうした「SDGs」や「パリ協定」など、時代の転換点ともいえる国際的な潮流を受け、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標を、「2030年度に2013年度比で26%減、2050年までに80%減」とする目標を定めました。

さらに、令和2年10月に、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するなど、令和3年10月に改定された同計画では、温室効果ガスの削減目標が「2030年度に2013年度比で46%減」に引き上げられました。

また、平成30年6月に「気候変動適応法」を公布、同年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定するなど、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」とともに、気候変動による影響への「適応策」を同時に取り組むことにより、地球温暖化による気候変動が原因とされる平均気温の上昇や自然災害の頻発化などへの対策を推進しています。

平成30年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGsやパリ協定を達成する

ための総合的な取組が示されました。

県は、令和3年3月に、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全県的に取り組むための大綱となる「山口県環境基本計画」を改定するとともに、地球温暖化対策推進の指針となる「山口県地球温暖化対策実行計画」や循環型社会の形成をより一層推進するための「山口県循環型社会形成推進基本計画」、さらには、海洋プラスチックごみの発生抑制対策などを盛り込んだ「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画」を改定するなど、環境に関する様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

(3) これまでの市の取組と計画策定の趣旨

本市が誇る美しい自然環境は、ふるさと光を形成する重要な財産です。自然の偉大さややさしさ、きびしさを知り、自然を敬愛する気持ちとともに、ふるさとの原風景を次世代に引き継いでいくため、平成18年3月には「自然敬愛都市宣言」とともに、平成19年4月に、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を施行しました。

こうした自然敬愛の精神と光市環境基本条例の理念に基づいた環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成20年3月に「光市環境基本計画」を策定し、平成25年3月には、新たな課題や社会情勢の変化に対応した「第2次光市環境基本計画」を策定するなど、“人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり”の実現を目指した施策を総合的・計画的に進めてきました。

この間、本市では、これまでの経験や予想をはるかに超える平成30年7月豪雨災害により、市民生活や自然環境に甚大な被害を受けたことなどから、改めて、地球温暖化を要因とする気候変動対策が課題として浮き彫りになりました。

また、特定外来生物などの外来種の侵入やマイクロプラスチック等の海洋ごみの漂着などにより、本市固有の生態系が脅威にさらされるなど、生物多様性や自然環境を保全していくための対応の強化が求められています。

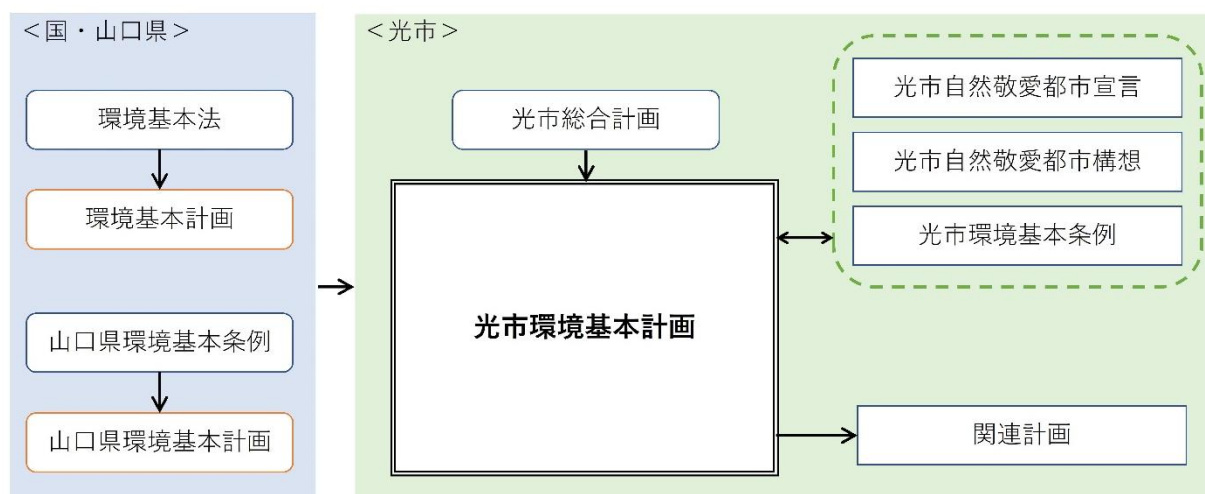
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日々の生活に様々な変化が生じる中、新しい生活様式やデジタル化への対応が求められており、環境負荷の低減を図りながら推進していく必要があります。

こうした社会情勢の変化に対応するためには、社会を構成するすべての主体が、情勢の変化や時代の潮流を認識し、これまで以上に、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを意識しながら、自主的かつ積極的な取組を協働して進めていくことが今まさに求められています。

本計画については、令和4年度で計画期間の満了を迎え、前回の策定から10年が経過することから、本市の美しい自然環境を次世代へ確実に引き継いでいく持続可能な社会の実現に向けて、これまでの環境政策の理念や第2次光市環境基本計画の進捗状況を踏まえた「第3次環境基本計画」（以下「本計画」という。）の策定を通じて、克服すべき課題への的確かつ柔軟な対応とともに、一人ひとりの取組を大きな「わ」でつなげ、「オールひかり」で良好な環境の創造を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、国・県等の動向を踏まえつつ、光市環境基本条例第8条に基づき、第3次光市総合計画の環境分野における個別計画として策定するとともに、本市における環境行政の最も基本となる計画です。このため、第3次光市総合計画をはじめ、光市自然敬愛都市宣言、光市自然敬愛基本構想及び光市環境基本条例の理念を踏まえて策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年計画です。

ただし、本計画で重点的に取り組むべき事業として位置付けるリーディングプロジェクトについては、5年を目途に見直しを行います。

なお、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 計画の対象となる範囲

本計画の対象となる範囲は、自然環境、生活環境、文化環境、地球環境などの全てと、それらに対する活動を対象とします。

5 計画の対象となる主体

本計画の対象となる主体は、市民・事業者・市です。市民には、NPO等の市民団体、本市への通勤・通学者、滞在者及び通過者も含まれます。

6 環境配慮行動

ここで示す環境配慮行動は、第2次光市環境基本計画において環境配慮指針として示した考え方を引き継ぐものです。

(1) 主体別の環境配慮行動

本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市が、それぞれの立場で環境に配慮した行動を実践していくことが何より重要です。本計画では、光市環境基本条例に定められた、市民、事業者及び市の責務に基づき、第5章「基本方針ごとの施策」及び第6章「リーディングプロジェクト」において、各主体に求められる役割として示します。

■光市環境基本条例に定める市民、事業者、市の責務

○市民の責務

市民は、日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○事業者の責務

事業者は、事業活動に伴うばい煙、汚水その他の公害の発生の防止、廃棄物の適正処理、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○市の責務

市は、市が実施するすべての施策について、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等を基本に、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

光市環境基本条例 平成19年4月1日施行

(2) 事業活動における環境配慮行動

事業活動は、地域の経済を支える重要な役割を担う一方、市民活動に比べて、環境に与える影響が大きいことから、地域や地球環境の保全には、事業活動に伴う環境負荷の低減は欠かすことができません。より良好な環境を保全・創造し、持続可能な社会を構築するためには、事業者がそれぞれの事業活動に応じた環境配慮行動に積極的に取り組んでいくことが必要となります。

■対象範囲ごとの環境配慮行動

区分	環境配慮行動の例
全体	○ 環境保全や景観形成等に関する市の計画の方針や目標との整合を図ります。 ○ 周辺住民の事業に対する意見を考慮した事業活動を行います。
自然環境	○ 土地を改変する場合や道路・河川等の事業活動について、風向・風速、地形、地質、土質、河川の水量・水位、ため池への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響等に配慮します。 ○ 貴重な植物群落、野生生物の生息地、人と自然とのふれあい活動の場等への影響に配慮します。 ○ 人工物の位置、規模、形状等は、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に配慮します。 ○ 敷地内の緑化推進等、環境整備に努めます。
生活環境	○ 工事中は、大気汚染、粉じん、騒音・振動、汚濁による被害を生じさせないよう適切な措置を講じます。 ○ 有害化学物質を使用しない建材や工法を採用します。 ○ 土地の造成等にあたっては、地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう、地盤沈下の防止対策を講じます。 ○ 土壌汚染の発生や拡散防止対策を講じます。 ○ 施設や工場の建設にあたっては、周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩となるよう努めます。
文化環境	○ 周辺の伝統的景観との調和に配慮し、歴史文化遺産等の環境資源を損なうことがないよう配慮します。 ○ 土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に配慮します。
地球環境	○ 建設廃棄物等を用いた再資材の利用や長期使用が可能な資材の利用等により、廃棄物発生量の抑制、減量に努めます。 ○ 廃棄物のリサイクルを推進します。 ○ 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入に努めます。 ○ 耐久性向上の構造や工法の採用等、建築物の長寿命化に努めます。

第2章 光市の現状

1 地域の特徴

(1) 自然

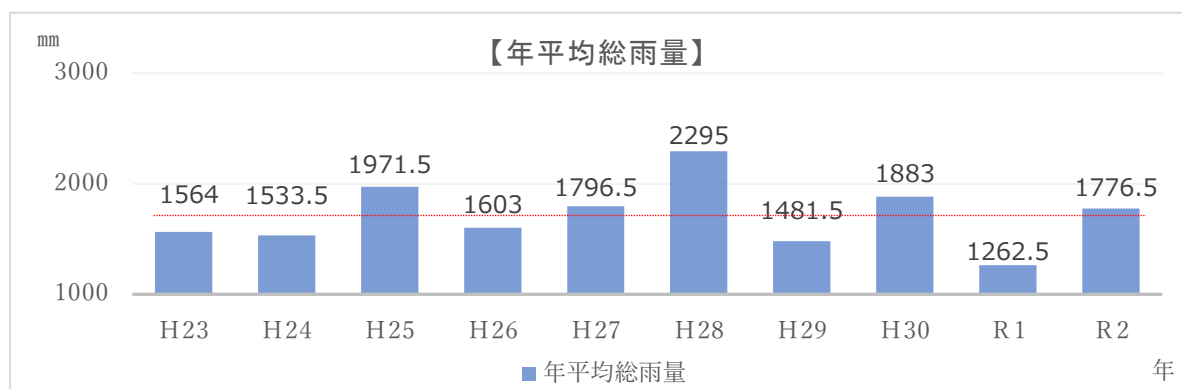
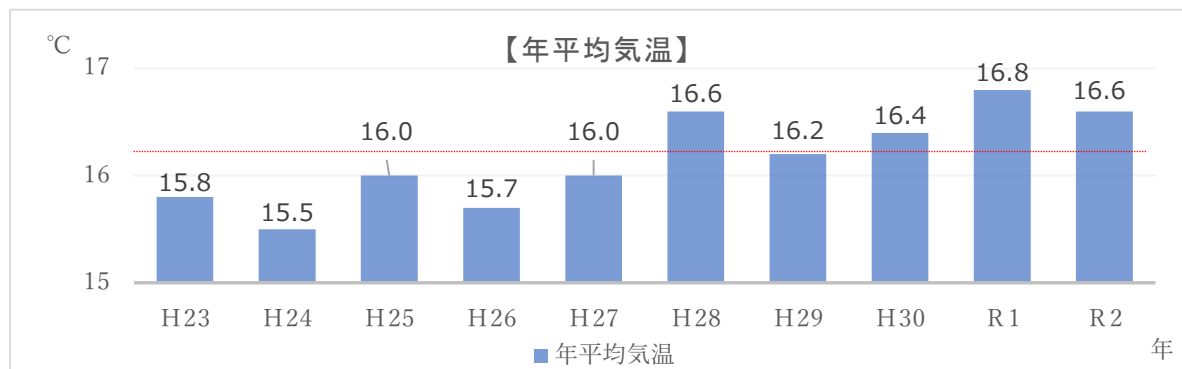
本市は、瀬戸内海国立公園の一角を成す白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬をはじめ、県立自然公園にも指定される幽玄な石城山、多様な生物の命を育む母なる島田川など、海・山・川からなる水と緑の自然豊かな美しいまちです。

また、室積半島の峨嵋山樹林やクサフグ産卵地、牛島のモクゲンジ群生地等は天然記念物に指定されているほか、固有種であるニジガハマギクや春の女神と呼ばれるギフチョウなど、貴重な動植物も多く生息しています。

これらの貴重で美しい自然環境は、人々のふれあいや憩いの場となるなど、市民生活にも多大な恵みを与えており、本市のかけがえのない財産となっています。

(2) 気候

本市の気候は、比較的温暖少雨である瀬戸内気候区に属しています。平成23年から令和2年までの10年間の年平均気温は16.2℃ですが、近年は上昇傾向にあり、また、年平均総雨量は1,716mmで、年度間の変化は大きいものの、総雨量に明確な変化の傾向は見られません。



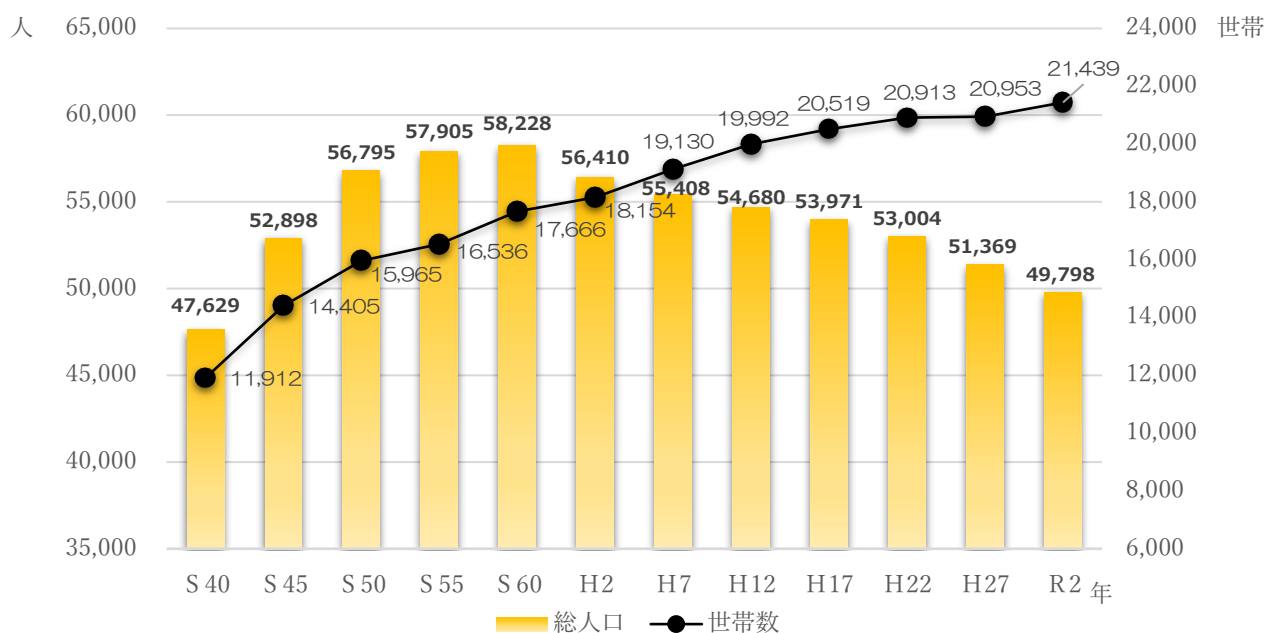
資料：光市統計書

(3) 社会的・経済的特性

ア 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 60 年頃をピークに減少する一方、世帯数は増加が続いています。

【総人口と世帯数の推移】

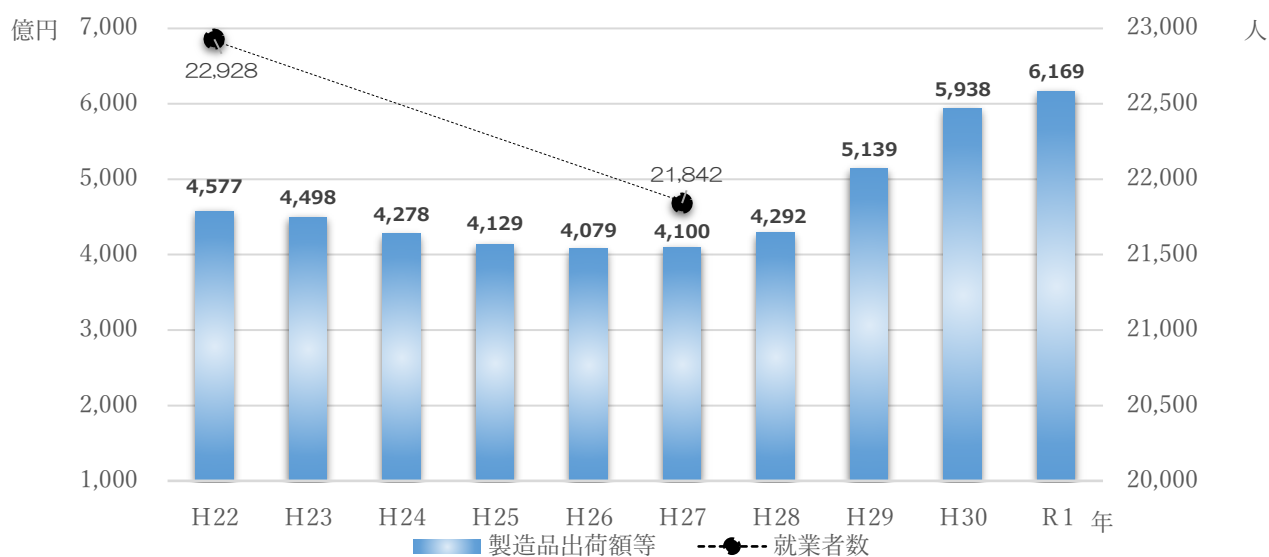


資料：国勢調査

イ 製造品出荷額等及び就業者数

本市の従業者 4 人以上の事業所における製造品出荷額等は、近年増加傾向にある一方、全産業における就業者数は減少しています。

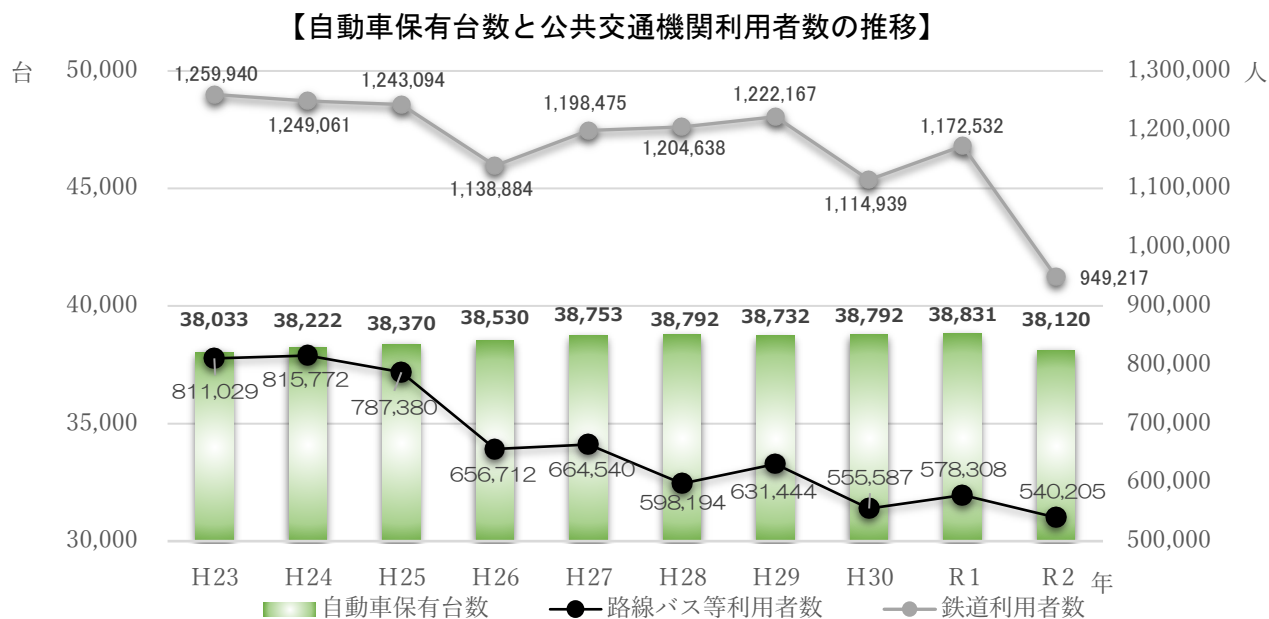
【製造品出荷額等と就業者数の推移】



資料：製造品出荷額等は経済センサス（H23、27）及び山口県工業統計調査。就業者数は国勢調査

ウ 自動車保有台数及び公共交通機関利用者数

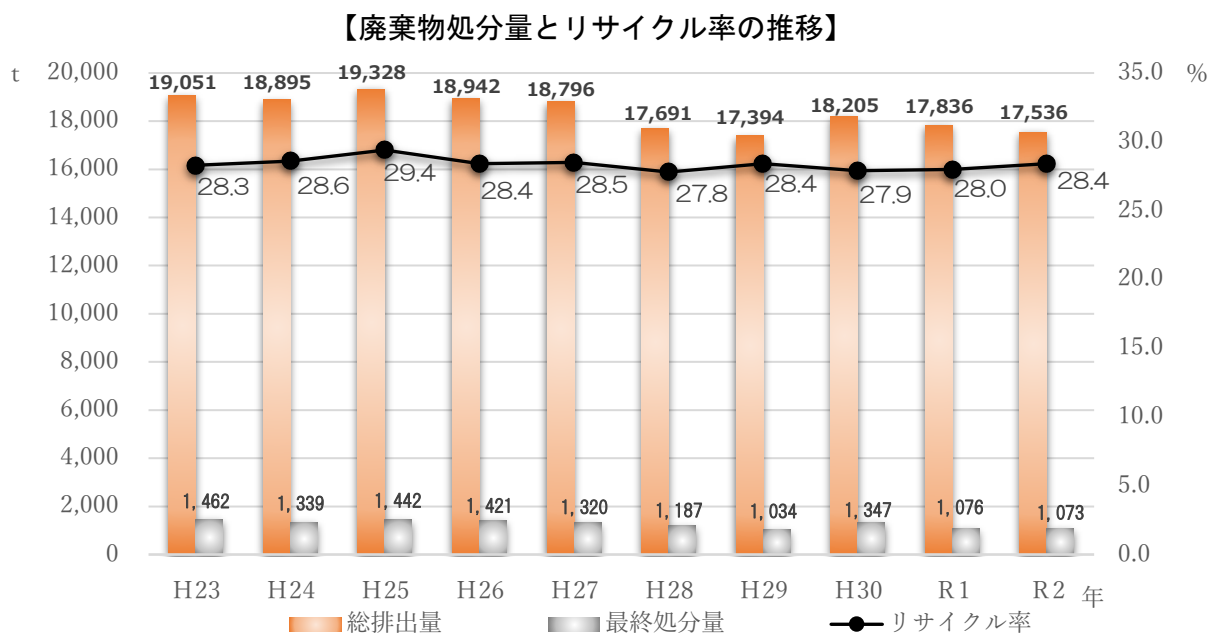
本市の自動車保有台数は、ほぼ横ばいで推移、路線バス等及び鉄道の利用者は、減少傾向が続いています。



資料：自動車保有台数は山口県統計年鑑。その他は光市統計書

エ 廃棄物処分量及びリサイクル率

本市の廃棄物処分量は、総排出量、最終処分量ともに減少する一方、リサイクル率は、ほぼ横ばいの状態が続いています。



資料：光市主要施策の成果

2 温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量

把握が可能な最新年度である令和元年度の本市における温室効果ガス排出量推計値は 2,077 千 t-CO₂ で、国が「地球温暖化対策計画」で定める基準年度とする平成 25 年度と比較して約 20.3%増加しています。

(単位：千 t-CO₂)

部門・分野	平成 25 年度 【基準年度】	令和元年度			
	温室効果ガス 排出量	温室効果ガス 排出量	構成比	基準年度差	基準年度比
産業部門	1,390	1,835	88.3%	445	32.0%
業務その他部門	82	57	2.7%	▲25	▲30.4%
家庭部門	115	70	3.4%	▲45	▲39.1%
運輸部門	135	111	5.3%	▲24	▲17.8%
廃棄物分野	4	3	0.1%	▲1	▲25.0%
合 計	1,726	2,077	100.0%	351	20.3%

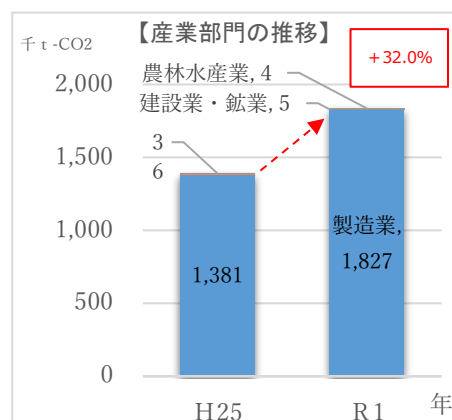
注：端数処理の関係上、排出量の合計や比率が一致しない場合があります。

(2) 部門・分野別排出量

ア 産業部門

産業部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 32.0%増加しています。産業部門は、製造業と建設業・鉱業、農林水産業の 3 業種から構成されており、産業部門における排出量のうち、製造業が 99%以上を占めています。

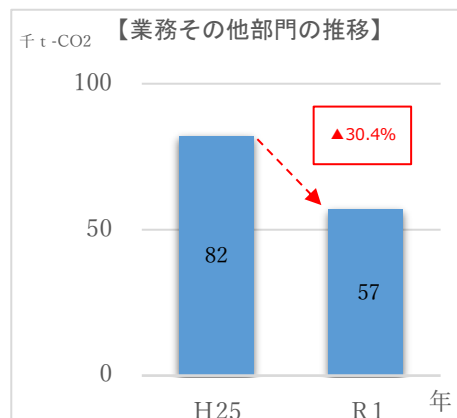
製造業の排出量が増加した要因は、排出量を推計する指標である製造品出荷額等が、基準年度から 2,040 億円増加したことによるものです。



イ 業務その他部門

業務その他部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 30.4%減少しています。

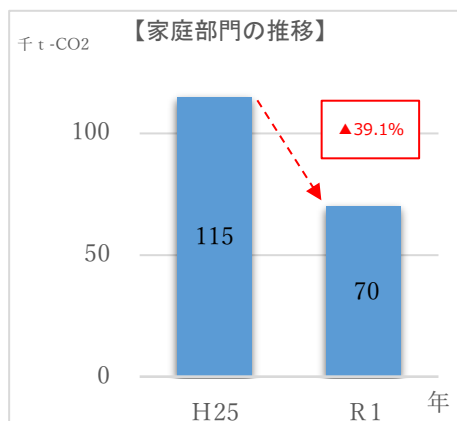
これは、業務その他部門の排出量を推計する指標である従業者数が減少したことによるものです。



ウ 家庭部門

家庭部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 39.1%減少しています。

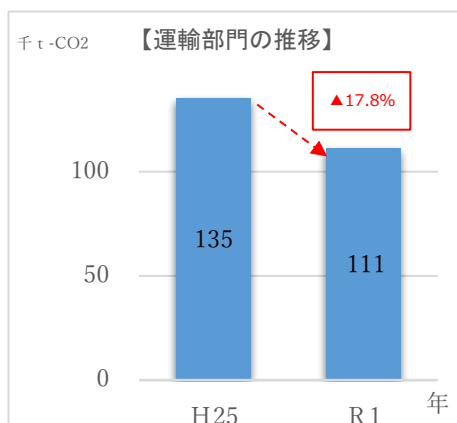
家庭部門の排出量を推計する指標である世帯数が増加しているにもかかわらず排出量が減少していることから、各家庭に省エネ家電が広く普及してきたことなどに加え、市民の省エネ行動も寄与しているものと考えられます。



エ 運輸部門

運輸部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 17.8%減少しています。

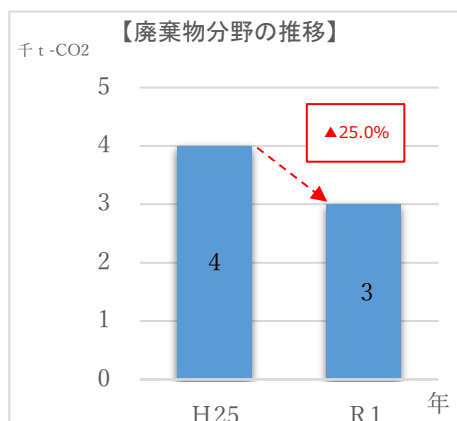
これは、次世代自動車の普及により、使用するエネルギー量が減少したことなどが要因として考えられます。



オ 廃棄物分野

廃棄物分野の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 25.0%減少しています。

これは、廃棄物の総排出量や最終処分量が、減少傾向にあることが要因として考えられます。



■温室効果ガス排出量の推計方法

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.1（令和3年3月環境省作成）」が示す標準的手法に基づき、以下のとおり各部門・分野の指標を用いて温室効果ガス排出量を推計しています。

部門・分野	説明	推計に用いる指標
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	従業者数
家庭	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	世帯数
運輸部門	自動車	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車含む
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
	船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
	廃棄物	一般廃棄物の焼却処分等に伴い発生する排出

【例】産業部門（製造業） 排出量 = $\frac{\text{山口県の炭素排出量}}{\text{山口県の製造品出荷額等}} \times \text{光市の製造品出荷額等} \times \frac{44}{12}$

※炭素と二酸化炭素の分子量の比

資料：環境省

＜参考＞ 二酸化炭素吸収量

本市の森林や緑地が吸収する温室効果ガス吸収量は、年間約 13.7 千 t-CO₂ です。

（単位：千 t-CO₂）

区分	推計方法	吸収量 (R4.4.1時点)
森林	本市の齢級別森林面積 ^{※1} から材積量を算出し、各種変換係数 ^{※2} を乗じて推計	13.5
緑地	本市の施設緑地面積 ^{※3} に、各種変換係数 ^{※2} を乗じて推計	0.2

※1 「岩徳地域森林計画（R4～R14）」の市町別齢級別森林資源表の面積。

※2 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル算定手法編」の容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率。

※3 「光市緑の基本計画」の施設緑地の面積

第3章 第2次光市環境基本計画の評価及び課題

第2次光市環境基本計画では、3つの基本方針を具現化するため、効果的、特徴的な事業をリーディングプロジェクトにとりまとめ、前期（平成25年度から平成29年度まで）と後期（平成30年度から令和4年度まで）の各5年間、計画を先導する取組として重点的に推進してきました。

また、リーディングプロジェクトは、計画の進捗管理において中心的な役割を担い、後期への改定では、前期の成果と評価を踏まえたうえで、時代の潮流等も考慮したプロジェクトを策定しています。

このため、本計画の策定にあたっては、後期リーディングプロジェクトの取組の成果や数値目標の進捗率による評価を各施策に反映します。

なお、進捗率の算出方法は以下のとおりです。

◆進捗率の算出方法

$$\text{【進捗率】} = (\text{近況値} - \text{策定時}) \div (\text{目標値} - \text{策定時})$$

1 後期リーディングプロジェクトの評価及び課題

（１）みんなで輝く LEDで光るまちプロジェクト

ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①LED照明を導入している公共施設数	3件	26件 (R2)	10件	328.6%
②街路灯のLED化率	0.5%	2.2% (R2)	3.0%	68.0%
③家庭でLED照明を導入している人の割合	59.1%	74.3% (R3)	85.0%	58.7%

※近況値出典：①環境政策課 ②生活安全課 ③環境市民アンケート

イ 評価及び課題

エコで快適なLEDで光るまちの実現に向けて、長寿命で省エネ性能に優れたLED照明の普及促進を目的とした取組を進めてきました。

公共施設におけるLED照明の導入では、学校施設や体育施設等の照明を更新するとともに、本庁舎等でも老朽化した照明器具をLED照明に更新しました。

また、老朽化した街路灯について、優先的にLED照明へ更新を行いました。

さらに、省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）により、家庭へのＬＥＤ照明設備の導入に対して、令和３年度までに５９８件の支援を行いました。

こうした取組により、ＬＥＤ照明を導入している公共施設数は目標を達成するとともに、街路灯のＬＥＤ化率と家庭のＬＥＤ照明の導入の割合は上昇傾向にあります。脱炭素社会の実現を図るため、ＬＥＤ照明をはじめとする更なる省エネルギー設備の普及を進めていくことが課題として挙げられます。

（２）みんなで創る エコまち推進プロジェクト

ア 数値目標

環 境 指 標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①市域全体からの温室効果ガス排出量 (全部門)	2,038 千 t-CO ₂	2,203 千 t-CO ₂ (H29)	1,862 千 t-CO ₂	▲93.8%
②市域全体からの温室効果ガス排出量 (民生部門)	209 千 t-CO ₂	149 千 t-CO ₂ (H29)	181 千 t-CO ₂	214.3%
③市の施設からの温室効果ガス排出量	13,135 t-CO ₂	12,274 t-CO ₂ (R2)	12,279 t-CO ₂	100.6%
④公共施設における太陽光発電システム 設置件数	12 件	14 件 (R2)	14 件	100.0%
⑤路線バスの年間利用者数	598,194人 (H28)	504,205人 (R2)	707,000人	▲86.4%
⑥省エネルギーに心がけている人の割合	83.8%	85.2% (R3)	95.0%	12.5%
⑦省エネルギーの推進など温暖化対策の 状況に関する満足度	56.8%	27.7% (R3)	70.0%	▲220.5%
⑧自動車を控えて徒歩、公共交通機関や 自転車を利用している人の割合	37.4%	40.0% (R3)	45.0%	34.2%

※近況値出典：①②環境省推計値 ③④環境政策課 ⑤公共交通政策課

⑥まちづくり市民アンケート ⑦⑧環境市民アンケート

イ 評価及び課題

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギー運動の展開や省エネルギー製品の導入支援などの取組を進めてきました。

省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）では、蓄電池や二重サッシ等の省エネルギー設備の導入に対して、令和３年度までに２３２件の支援を行いました。

また、地球温暖化対策地域協議会と連携した省エネルギー運動やセミナー等を開催するなど、地球温暖化防止に対する理解促進、啓発に努めました。

さらに、市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーン等を実施し、公共交通機関の利用促進を図りました。

一方、再生可能エネルギーの活用のため、公共施設に太陽光発電システムを設置するとともに、エコオフィスプランに基づき、市の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組みました。

こうした取組により、家庭や市の施設から排出される温室効果ガスは減少しましたが、市域全体では増加しています。また、自動車を控えて徒歩、公共交通機関や自転車を利用している人の割合や省エネルギーに心がけている人の割合は増加していますが、省エネルギーの推進など、温暖化対策の状況に関する満足度は大きく減少しています。

このため、誰もが取り組みやすい省エネルギー活動や様々な機会での周知・啓発活動等を強化するとともに、市の率先した温室効果ガスの排出抑制に努めていくなど、引き続き地球温暖化対策に関する市民等の関心を高め、市民、事業者、市が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことが課題として挙げられます。

(3) みんなで守る 水と緑 自然共生プロジェクト

ア 数値目標

環 境 指 標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①クリーン光大作戦の参加者数	15,869 人	8,107 人 (R2)	17,000 人	▲686.3%
②アダプト・プログラムの参加団体数	16 団体 (H28)	18 団体 (R2)	20 団体	50.0%
③室積・虹ヶ浜海岸における松の本数	42,347 (H28)	42,255 本 (R2)	42,000 本 以上	126.5%
④「自然敬愛都市宣言」のまちの認知度	11.7%	10.6% (R3)	35.0%	▲4.7%
⑤山や森林など自然の美しさに関する満足度	82.0%	76.4% (R3)	90.0%	▲70.0%
⑥川の水のきれいさに関する満足度	79.8%	76.9% (R3)	85.0%	▲55.8%
⑦地域・自治会等での環境美化活動に参加している人の割合	76.1%	59.2% (R3)	85.0%	▲189.9%
⑧鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさに関する満足度	80.9%	73.8% (R3)	85.0%	▲173.2%
⑨生活環境の快適さ（騒音や悪臭がないこと）に関する満足度	71.6%	78.5% (R3)	80.0%	82.1%

※近況値出典：①文化・社会教育課 ②地域づくり推進課 ③農林水産課

④～⑨環境市民アンケート

イ 評価及び課題

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、本市が誇る美しく豊かな自然を守り、後世に引き継いでいくための取組を進めてきました。

自然敬愛への自覚と意識の向上及び青少年の社会参加活動を促進するため、市域全体でクリーン光大作戦を実施したほか、身近な道路や公園を地域で管理するアダプト・プログラムを推進するなど、市民との協働による環境保全活動に取り組みました。

また、身近な森林として親しまれる市民の森自然観察林の整備や松の植栽等を実施し、森林などの保全に努めるとともに、公共下水道や浄化槽の整備など、水環境の保全に取り組みました。

さらに、生物多様性の保全のため、生態系に配慮した河川整備や鳥獣被害防止対策への取組や生活環境の保全のため、公害防止対策や公共工事における環境配慮の推進に取り組みました。

しかしながら、自然環境や生態系の豊かさに対する満足度は低下しており、近年の新型コロナウイルス感染症に係る影響も相まって、環境美化活動に参加する人の割合も大きく低下しています。

このため、環境学習の場の提供や理解促進を図り、自然を敬愛する意識の醸成に取り組むとともに、市民の環境美化活動等への参加機会の増加を図るなど、「オールひかり」で豊かな自然環境の保全に努めていくことが課題として挙げられます。

また、生活環境について、引き続き、人にやさしく住みよい環境の整備に向けた取組を推進していくことが課題となっています。

(4) みんなで進める MOTTAINAI プロジェクト

ア 数値目標

環 境 指 標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①1人1日あたりのごみの排出量	975 g (H27)	951 g (R2)	910 g 以下 (R3)	36.9%
②リサイクル率	28.5% (H27)	28.4% (R2)	31.5%以上 (R3)	▲3.3%
③ごみの最終処分量	1,320 t (H27)	1,073 t (R2)	1,250 t 以下 (R3)	352.9%
④資源回収・リサイクルの状況に関する満足度	75.2%	67.8% (R3)	85.0%	▲75.5%
⑤生ごみの堆肥化や減量を行っている人の割合	42.2%	41.4% (R3)	60.0%	▲4.5%
⑥使い捨て製品の購入を控えている人の割合	69.0%	71.3% (R3)	85.0%	14.4%
⑦古新聞やアルミ缶等の資源回収に参加している人の割合	82.6%	68.4% (R3)	90.0%	▲191.9%

※近況値出典：①～③環境事業課 ④～⑦環境市民アンケート

イ 評価及び課題

日本古来の「もったいない」という文化を継承し、持続可能な循環型社会を構築するための取組を進めてきました。

不用品交換システム「リユースネットひかり」、「リユースキッズひかり」の実施や雑がみの再資源化等、リユース、リサイクルの推進に取り組みました。

また、世代に応じた環境学習やエコショップ認定制度等により、市民や事業者へのごみ問題に関する啓発活動の推進に取り組みました。

さらに、生ごみ処理機やダンボールコンポスト等の家庭への導入支援やごみ分別アプリの拡充により、ごみの排出量削減等に取り組みました。

こうした取組により、1人1日あたりのごみの排出量やごみの最終処分量は減少傾向にあります。リサイクル率は横ばいの状況であることから、リサイクル率の向上に向けた取組の促進とともに、リデュース・リユースを含む3Rの取組を総合的に推進していくことが課題として挙げられます。

また、ごみの再資源化等に関する市民意識は低下していることから、環境学習等の充実とともに、ごみに対する関心や意識の高揚に努めていくことが課題となっています。

(5) みんなでつなぐ 環境「まなび」プロジェクト

ア 数値目標

環 境 指 標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①環境学習・自然体験学習等の開催数	60 回	17 回 (R2)	65 回	▲860.0%
②環境学習・自然体験学習等の参加者数	4,448 人	809 人 (R2)	5,000 人	▲659.2%
③自然とのふれあいの機会の多さに対する満足度	76.1%	66.8% (R3)	85.0%	▲104.5%
④環境に関する講演会やシンポジウムに参加する人の割合	18.9%	6.5% (R3)	25.0%	▲203.3%

※近況値出典：①②環境事業課 ③④環境市民アンケート

＜参考＞新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度における①、②の値

①73 回（進捗率 260.0%）、②4,943 人（進捗率 89.7%）

イ 評価及び課題

次代を担う子どもたちへの環境学習・自然体験学習の機会の創出や全ての世代を対象とした環境に関する講座等の開催により、環境保全意識の醸成や主体的な環境活動を促進するための取組を進めてきました。

小学校低学年を対象に自然体験学習を行う「ひかりエコくらぶ」や中学生を対象に企業等の環境に関する取組を学ぶ「ひかり環境未来塾」を創設するなど、次世代を担う子どもたちの環境保全意識の醸成に努めました。

また、光市地球温暖化対策地域協議会と共催で「エコスタイルセミナー」を開催するなど、環境問題等に関する啓発活動に取り組みました。

なお、本プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の拡大が施策の推進に広範な影響を及ぼすなど、特に対面形式での講座や人が集まる活動を控えたことから、進捗率は大きく減少しています。このため、手法の見直し等、感染症対策に適切に対応しながら、諸施策を進めていくことが課題として挙げられます。

第4章 光市が目指す姿

1 計画策定の基本姿勢

(1) 環境政策の理念の継承

「ふるさとの豊かな自然を守り育て、次世代へ引き継いでいく」という「自然敬愛都市宣言」の理念を踏まえ、第2次環境基本計画で定めた基本的な方針や考え方を継承します。

(2) 時代の転換期に即した環境政策

地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響などを背景に、国内はもとより、国際的にも脱炭素化の流れが加速化しています。また、海洋ごみ問題など新たな環境課題への対策も必要となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応やデジタル社会の実現等が求められるなど、身近な生活環境にも大きな変化が生じています。こうした時代の転換期に即した課題に適切に対応します。

(3) 持続可能な環境都市の実現

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本市では、第3次光市総合計画において、SDGsをグローバルな視点から「豊かな地球を未来につなぐ17の目標」と捉え、未来に向けたまちづくりとSDGsを一体的に推進していくこととしています。

本計画においても、SDGsと各種事業を関連付け、国際社会の一員として自らができることや取組に対する理解の向上を図り、持続可能な環境都市を創出します。

■ 17 の持続可能な開発目標



目標 1 : 貧困をなくそう

目標 2 : 飢餓をゼロに

目標 3 : すべての人に健康と福祉を

目標 4 : 質の高い教育をみんなに

目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

目標 6 : 安全な水とトイレを世界中に

目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

目標 8 : 働きがいも経済成長も

目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 10 : 人や国の不平等をなくそう

目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

目標 12 : つくる責任 つかう責任

目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

目標 14 : 海の豊かさを守ろう

目標 15 : 陸の豊かさを守ろう

目標 16 : 平和と公正をすべての人に

目標 17 : パートナリーシップで目標を達成しよう

2 目指す環境像

本市の目指す環境像を次のように定めます。

（仮）人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり

～みんなで守り 育み 美しいふるさとを未来へつなぐ～

●人と自然がゆたかに調和する

海・山・川・森などの「ゆたかさ」、自然の恵みの「ゆたかさ」、動植物の「ゆたかさ」、そこで暮らす人々の心と生活の「ゆたかさ」など、いくつもの「ゆたかさ」がバランスよく調和しているまちのイメージを表現しています。

●持続可能な環境都市

中高生アンケートで意見の多かった「住み続けられるまち」とSDGsの目標達成を実現したまちの姿を表現しています。

●みんなで守り 育み

市民・事業者・市が、「オールひかり」で環境問題に取り組む姿勢を表現しています。

●美しいふるさとを未来へつなぐ

誇れるふるさとの自然を敬い、今を生きる私たち一人ひとりが、その保全に自発的に取り組み、みんなで守り育んだ美しい自然を美しいままで次世代につないでいく、そうした決意を表現しています。

これは、自然敬愛都市宣言をはじめとする本市の環境政策の変わることのない理念です。

3 基本方針

目指す環境像を具現化するため、第2次光市環境基本計画の基本方針を継承しつつ、近年の環境課題や国内外の動向等を踏まえた3つの基本方針を設定し、各種施策の総合的な展開を図ります。



自然敬愛都市の実現



地球温暖化対策の推進



循環型社会の実現

4 基本方針ごとの具体的なまちのイメージ

(1) 自然敬愛都市の実現

基本方針を具現化した具体的なイメージを示します。

(2) 地球温暖化対策の推進

基本方針を具現化した具体的なイメージを示します。

(3) 循環型社会の実現

基本方針を具現化した具体的なイメージを示します。

5 施策の体系

環境像	基本方針	施策の柱	施策展開
【目指す環境像】	Ⅰ 自然敬愛都市の実現	1 自然敬愛精神の醸成	(1) 環境保全意識の向上
		2 環境保全対策の推進	(1) 自然環境の保全 (2) 良好な景観の保全
		3 生物多様性の保全	(1) 動植物の保護及び管理 (2) 特定外来生物への対策 (3) 有害鳥獣への対策
		4 公害防止対策の推進	(1) 大気、水環境、土壌・地下水環境の保全 (2) 騒音・振動、悪臭の防止 (3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進
	Ⅱ 地球温暖化対策の推進	1 脱炭素化の推進	(1) 環境保全意識の醸成 (2) 温室効果ガスの排出抑制 (3) 二酸化炭素吸収源の確保
		2 気候変動対策の推進	(1) 気候変動への適応
	Ⅲ 循環型社会の実現	1 3Rの推進	(1) 市民意識の向上 (2) ごみの発生抑制・再使用の促進 (3) 各種リサイクルの推進
		2 ごみの適正処理の推進	(1) 不法投棄等防止の推進 (2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策の内容	関連する SDGs の目標
自然敬愛都市の情報発信、環境学習・自然体験学習の推進、環境保全活動の促進 森林の保全、河川の保全、海岸の保全、農地の保全、緑地の保全 良好な景観の形成、歴史・文化遺産の保存 啓発活動の推進、希少種の保護・育成、飼養動物等の適正管理の推進 特定外来生物への対策 有害鳥獣への対策 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地下水環境の保全 騒音・振動の防止、悪臭の防止 関係機関と連携した公害防止対策の推進 関係機関と連携した地球温暖化対策の推進、環境学習の推進 再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進 移動にかかる環境負荷の低減 光市エコオフィスの推進 緑地の保全、森林空間の保全・育成 気候変動適応策の推進 情報提供の充実、環境学習・啓発活動の推進 ごみの減量の推進、食品ロスの削減 不用品交換システムの充実 生ごみのリサイクルの推進 雑がみ類の再資源化の促進 適正な分別の推進 関係機関との連携強化、海洋ごみの削減 し尿・浄化槽汚泥の適正処理	                            

■本計画とSDGsとの関係

【目標2】 	各目標の達成に向けて実施する取組の要旨を示します。
【目標3】 	
【目標4】 	
【目標6】 	
【目標7】 	
【目標8】 	
【目標11】 	
【目標12】 	
【目標13】 	
【目標14】 	
【目標15】 	
【目標17】 	

第5章 基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ 自然敬愛都市の実現

施策の柱1 自然敬愛精神の醸成



現状と課題

■ 本市は、先人から受け継ぐ貴重で豊かな自然環境をかけがえのない市民共有の財産として、良好な状態を保ちながら次世代に継承していくため、平成18年3月、全国で唯一となる「自然敬愛都市宣言」を採択しました。

■ 本市では、「自然敬愛都市宣言」や「自然敬愛基本構想」に基づき、児童生徒とともに行う環境学習や自然体験活動をはじめ、地域住民が主体的に参画する環境美化活動や地域ボランティアと共に行う松の植栽や維持管理など、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの自然敬愛精神の醸成を図る取組を推進してきました。

■ しかしながら、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動等、主に人間の活動が原因となって地球温暖化が進行し、豊かな自然環境が失われようとしています。

■ 今後とも、本市の豊かな自然環境を市民の誇りに、次世代に継承することを私たちの使命として、さらなる自然敬愛精神の醸成を図るとともに、持続可能なまちのあり方を「オールひかり」で考え、取り組んでいく必要があります。

■ また、新しい生活様式が求められる中、これまで以上に市民一人ひとりの日頃からの環境保全に対する取組が重要となっていることから、日常的に取り組める環境保全活動等の周知・啓発に取り組む一方、3密になりにくいなど、新型コロナウイルス感染症対策にも有効な自然環境を活用した活動等を推進していくことも求められています。

施策展開

(1) 環境保全意識の向上

環境に対する意識の向上を図り、市民、事業者、市が協働する体制を構築します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
自然敬愛都市の情報発信	施策の内容と担当課を示します。	
環境学習・自然体験学習の推進		
環境保全活動の推進		

◆ 市民・事業者に求められる役割

主体	役 割
市 民	市民・事業者に求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱2 環境保全対策の推進



現状と課題

■ 本市は、「日本の白砂青松 100 選」や「森林浴の森 100 選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸や幽玄な石城山県立自然公園、豊富な水をたたえる島田川など、多様な自然環境が生み出す美しい景観を有しています。

■ また、生活に潤いや安らぎをもたらし、市民のレクリエーションの場としての役割を持つ公園緑地は、まちの風景を形作っています。

■ 「光市森林整備計画」に基づき、市域の多くを占める森林について、水源のかん養や生物多様性の保全、山地災害の防止など、森林が持つ多面的な機能を発揮させるために計画的な整備に努めています。

■ 上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物の生息地であり、さらには自然と人とのふれあいの場でもある島田川をはじめとする河川では、県との連携を図りながら、計画的な整備を進めています。

■ 本市が全国に誇る室積・虹ヶ浜海岸では、景観に配慮した高潮対策が進められるとともに、砂浜の浸食が深刻化する室積海岸については、自然海岸の保全や後背地の住民の安全性の確保を目的とした浜崖後退対策に取り組んでいます。

■ 食料の供給を支える農地は、水源かん養機能や生態系・生物多様性を保全するなど、多面的機能も持つことを認識し、農地の荒廃や耕作放棄地の拡大を防ぐため、農業の生産基盤等の整備に努めています。

■ 「花と緑のやすらぎのあるまちづくり」を推進するため、「光市公園施設長寿命化計画」をはじめ、「光市緑の基本計画」や「光市街路樹維持管理指針」などに基づき、市民との協働により、公園緑地の適切な維持管理に努めています。

■ こうした中、気候変動の影響と考えられる自然災害の低減につながる森林等の持つ多面的機能の重要性は増しています。

■ また、自然環境が織りなす美しい景観や自然と調和した田園景観や都市景観等を市民等との協働により保全していく必要があります。

■ 一方、少子高齢化・人口減少の進展により、農業や林業従事者の高齢化や減少が進む中、市民が農地や森林が持つ多面的機能の重要性を理解し、次世代に継承できる持続性の高い農業を実現していく必要があります。

施策展開

(1) 自然環境の保全

すべての関係者が連携し、自然環境の保全に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
森林の保全	施策の内容と担当課を示します。	
河川の保全		
海岸の保全		
農地の保全		
緑地の保全		

(2) 良好な景観の保全

豊かな自然環境や歴史・文化と調和した美しいまちの景観の保全に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
良好な景観の保全	施策の内容と担当課を示します。	
歴史・文化遺産の保存		

◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者に求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱3 生物多様性の保全



現状と課題

■ 本市には、牛島のカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギ、室積のクサフグ産卵地、溪月院周辺で見られるギフチョウ、虹ヶ浜海岸のニジガハマギク、塩田のイワキアジサイ、島田川のアカザ、ドジョウなど、希少で多様な野生生物の生息地があります。

■ 生物多様性を保全するため、森林や耕地の荒廃、河川、海域の水質汚濁や外来種の侵入を防ぎ、生態系のバランスを保つ必要があります。

■ 本市では、平成21年にアルゼンチンアリが確認されるなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された特定外来生物等による生態系等への影響が懸念されており、引き続き対策に取り組む必要があります。

■ また、近年、イノシシ等が人里で増加し、農作物被害を繰り返す状況が顕著となるなど、有害鳥獣への対策も課題となっています。

■ 一方、犬や猫などの飼養動物の不適切な飼育方法や、飼い主のいない犬や猫への無責任なエサやりによる無秩序な繁殖等により、生活環境が損なわれるなどの課題もあります。

■ 私たちの豊かな暮らしは、生物多様性に支えられた自然からの恵みによって成り立っていることを理解し、生物多様性の維持可能な利用に取り組む必要があります。

施策展開

(1) 動植物の保護及び管理

希少種の保護・育成に努めるとともに、飼養動物等の適正管理を推進します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
啓発活動の推進	施策の内容と担当課を示します。	
希少種の保護・育成		
飼養動物等の適正管理の推進		

(2) 特定外来生物への対策

市民等との協働による防除活動を推進します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
特定外来生物への対策	施策の内容と担当課を示します。	

(3) 有害鳥獣への対策

駆除・防護・生息地管理など、総合的な対策に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
有害鳥獣への対策	施策の内容と担当課を示します。	

◆ 市民・事業者求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱4 公害防止対策の推進



現状と課題

■ 本市では、県による大気汚染状況や自動車騒音の常時監視を行うほか、水質汚濁状況や地下水の汚染状況、悪臭等の測定を県と連携して実施するなど、公害の原因となる汚染物質等の把握に努めています。

■ 近年は、工場・事業所が発生源となる「産業型公害」から、自動車等の交通機関による大気汚染や騒音及び振動等に起因する「都市生活型公害」へと形が変わっています。

■ 特に近年、野焼きや家庭生活が発生源とする騒音など、周囲への配慮不足等による苦情が増加傾向にあるなど、公害意識の向上のための市民等への周知や啓発の取組が重要となっています。

■ また、事業所等との公害防止協定等の締結による公害防止対策についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

施策展開

(1) 大気、水環境、土壌・地下水環境の保全

県と連携して環境状況を適切に把握し、環境保全に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
大気環境の汚染	施策の内容と担当課を示します。	
水環境の保全		
土壌・地下水環境の保全		

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

市民、事業所等に対する指導・啓発に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
騒音・振動の防止	施策の内容と担当課を示します。	
悪臭の防止		

(3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進

事業所等と公害防止協定等を締結し、公害防止対策に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
関係機関と連携した 公害防止対策の推進	施策の内容と担当課を示します。	

◆ 市民・事業者求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱1 脱炭素化の推進



現状と課題

■ 国は、平成 27 年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や令和 2 年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（INDC：日本の約束草案）を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を策定しました。

■ また、令和 2 年 10 月には、脱炭素社会の構築を目指して、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言するとともに、令和 3 年 5 月には、本宣言を理念とした「地球温暖化対策推進法」が改正されるなど、我が国も国際社会の一員として、積極的な地球温暖化対策を実践するとともに、産業構造や社会経済の変革と成長につなげる新たな一步を踏み出しました。

■ 本市では、「光市環境基本条例」や「第 2 次光市環境基本計画」に基づき、日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進や家庭や公共施設等への LED 照明設備の導入促進など、脱炭素化に向けた取組を推進してきました。

■ また、地域で地球環境の保全に取り組む光市地球温暖化対策地域協議会への支援や環境学習等の機会を通じて、地球温暖化対策の重要性等を発信してきました。

■ 今後は、本市における脱炭素化の実現に向け、事業所等においても、それぞれの事業特性に応じた温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、市においても、一事業所として「地球温暖化対策実行計画事務・事業編（通称：光市エコオフィスプラン）」に基づく取組を推進します。

■ さらに、新しい生活様式により在宅時間が増えたことなどから、家庭からの温室効果ガス排出量の増加が懸念されており、市民一人ひとりの地球環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進していく必要があります。

■ 併せて、カーボンニュートラルの考え方にに基づき、二酸化炭素の吸収源となる緑地や森林について適切な整備や育成に努めるなど、吸収源対策を推進します。

施策展開

(1) 環境保全意識の醸成

市民、事業者、市等の連携を強化するとともに、地球温暖化に対する学ぶ機会の創設や情報発信などにより市民の関心を高めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
関係機関と連携した地球温暖化対策の推進	施策の内容と担当課を示します。	
環境学習の推進		

(2) 温室効果ガスの排出抑制

市民、事業者、市がそれぞれの立場で、カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
再生可能エネルギーの普及促進	施策の内容と担当課を示します。	
省エネルギーの推進		
移動にかかる環境負荷の低減		
光市エコオフィスプランの推進		

(3) 二酸化炭素吸収源の確保

緑地や森林を適切に維持管理し、二酸化炭素吸収源を確保します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
緑地の保全	施策の内容と担当課を示します。	
森林空間の保全・育成		

◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者に求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱 2 気候変動対策の推進



現状と課題

■ 令和3年8月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第6次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

■ 平均気温が上昇すると、異常気象の頻発や自然災害等の激甚化といった影響のみならず、生態系への影響や水不足の悪化、農業への打撃、感染症の増加など、私たちの様々な社会経済活動への悪影響が複合的に生じる可能性があります。

■ 国は、平成30年11月に「気候変動適応計画」を定め、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」と、気候変動の影響への「適応策」を車の両輪に、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって取り組むことが重要であると示しました。

■ 本市では、自然災害から生命・身体・財産を守る防災・減災対策や河川改修等の水害対策、異常気象から健康を守る熱中症予防対策などに取り組んできました。

■ 今後は、本市においても、農作物の品質の低下や病虫害被害、水産資源の減少、水害・土砂災害の原因となる大雨の増加、健康被害の増加や感染症発生の危険性の増大など、多方面での影響が懸念されることから、気候変動適応策の推進に努めます。

■ また、本市における気候変動の影響を把握し、市民等へ情報を発信していくとともに、気候変動対策に対する周知・啓発を行っていく必要があります。

施策展開

(1) 気候変動への適応

気候変動の影響を把握し、適応策を推進します。

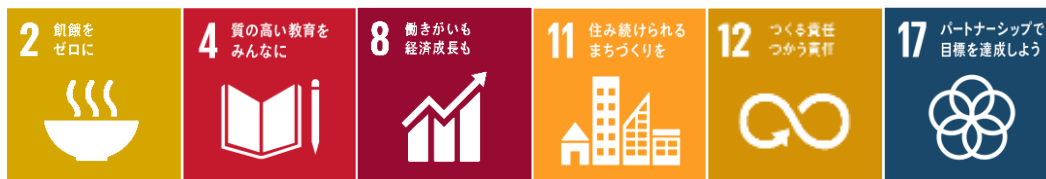
施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
気候変動適応策の推進	施策の内容と担当課を示します。	

◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者に求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱1 3Rの推進



現状と課題

■ 経済成長と人口増加の過程において、大量生産・大量消費型の社会経済活動によって生み出された現代の大量廃棄型社会は、石油や鉄などの貴重な天然資源の枯渇とともに、ごみの最終処分場のひっ迫や不法投棄の増加など、自然破壊や地球温暖化の助長とともに、様々な環境問題の要因となっています。

■ 本市では、不用品交換システムの充実やエコショップ認定制度など、3Rを推進するための取組を市民、事業者、市等が協働して推進してきました。

■ 市内では、不要になった未利用食品を家庭や企業から集め、必要な人々に届ける「食品ロス」の低減に向けた「フードバンク活動」など、ごみの発生の抑制と食の格差の解消につながる取組が進められています。

■ また、様々な環境学習を通して、市民のごみに対する関心や意識の高揚を図るとともに、日本古来の「もったいない」という文化を継承し、ごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の推進に取り組んでいます。

■ さらに、コンポスト容器等の導入を支援し、家庭から排出される生ごみの再資源化を推進するとともに、焼却ごみに含まれている古紙類等の再資源化や地域における資源回収活動の支援にも取り組んでいます。

■ 今後は、新しい生活様式の導入に伴い増加が予測される、家庭からのごみの発生と排出の抑制や、再資源化を図る3Rの活動をより一層進め、持続可能な循環型社会を構築するための取組を推進していく必要があります。

施策展開

(1) 市民意識の向上

ごみに関する幅広い情報提供に努めるとともに、環境学習・啓発活動の充実を図ります。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
情報提供の充実	施策の内容と担当課を示します。	
環境学習・啓発活動の推進		

(2) ごみの発生抑制・再使用の促進

市民、事業者、市の協働により、ごみの発生抑制と再使用を促進します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
ごみの減量の推進	施策の内容と担当課を示します。	
食品ロスの削減		
不用品交換システムの充実		

(3) 各種リサイクルの推進

分別の徹底を図り、各種リサイクルを推進します。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
生ごみリサイクルの推進	施策の内容と担当課を示します。	
雑がみ類の再資源化の推進		
適正な分別の推進		

◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者に求められる役割を例示します。
事業者	

施策の柱2 ごみの適正処理の推進



現状と課題

■ 本市では、環境破壊や景観の悪化につながる不法投棄を防止するため、関係機関と連携してパトロール等を実施するなど、不法投棄の未然防止に努めるとともに、地域等の自主的な美化活動を支援し、まちの景観の保全と市民意識の醸成に努めてきました。

■ 一方、プラスチック類等再資源化可能なごみの中間処理施設「エコぱーく」は、平成20年4月の供用開始以降、ごみの再資源化を図り、ごみの最終処分量の大幅な削減に努めてきました。

■ 污水处理のうち、し尿処理事業については、し尿処理施設の老朽化や立地上の災害リスク等の課題に対応するため、し尿処理を含めた本市の污水处理の将来にわたる安定的、効率的な実施を目的に、污水处理共同化事業に着手しました。

■ 今後、更なる人口減少と高齢化が予測される中で、持続可能なごみ処理体制を確立していくため、処理施設の効果的運用による徹底したごみの減量化や再資源化を推進していきます。

■ また、不法投棄の未然防止に引き続き取り組み、まちの景観の保全や近年問題となっている海洋ごみの削減に努めます。

施策展開

(1) 不法投棄防止の推進

関係機関や市民等と連携して不法投棄の未然防止に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
関係機関との連携強化	施策の内容と担当課を示します。	
海洋ごみの削減		

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集や適正な処理により、公共水域における水環境の保全に努めます。

施策の内容（市の取組）

施 策	内 容	担当課
し尿・浄化槽汚泥の適正処理	施策の内容と担当課を示します。	

◆ 市民・事業者求められる役割

主 体	役 割
市 民	市民・事業者求められる役割を例示します。
事業者	

第6章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

リーディングプロジェクトの位置付けや目的、プロジェクトの名称を示します。

【リーディングプロジェクト設定の方向性】

喫緊の課題であり、自然環境の保全や循環型社会の構築とも関係する地球温暖化対策を着実に推進していくための取組をプロジェクトとしてまとめます。

(案1) 地球温暖化の緩和や循環型社会の実現につながる市民のライフスタイル転換を促進する取組

(案2) 市域全体の脱炭素化を推進する取組

(案3) 自然敬愛精神の育成や地球環境問題への意識の向上を目指した環境教育を推進する取組

2 リーディングプロジェクト

【プロジェクト名】 ●●●●プロジェクト

＜関連するSDGsのロゴを表示＞

● 取組の方向

プロジェクトの取組の方向を示します。

● 具体的取組

プロジェクトにおける具体的な取組を示します。

● 数値目標

プロジェクトの成果を測るための指標と数値目標を示します。

● 実現に向け各主体に求められる役割

市民・事業者・市ごとの役割を示します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

本市ではこれまで、第2次光市環境基本計画に基づき、本市が誇る美しく豊かな自然を守り、後世に引き継いでいくための取組や、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減をはじめとする地球温暖化防止のための取組などを進めてきました。しかしその間、地球温暖化に起因する気候変動問題などの深刻化する環境問題や、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変革など、私たちの暮らしや社会のあり方に大きな影響を及ぼす変化が生じています。

これらに対応するには、社会を構成するすべての主体が、「新しい生活様式」を意識しながら、これまで以上にそれぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的な取組を進める必要があります。

一人ひとりの取組を大きな「わ」でつなげ、「オールひかり」で良好な環境の創造を目指します。

2 推進体制

（1）環境審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、市民民間団体等、学識経験者、事業所の代表者からなる「環境審議会」を設置しています。

「環境審議会」は、本計画の策定に関する必要事項の意見を述べる諮問組織であるとともに、本計画の進捗状況の点検評価などを行います。

（2）庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取組は、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取組が必要です。

本市では、着実な計画推進のために、庁内関係各課が行う施策、事業の進捗管理を定期的に行い、十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

（3）各主体との連携

計画の推進は、市民一人ひとりの意識改革のもとで取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題と捉え、環境に対する意識を高め、できることから行動に移せるよう、本計画の周知や環境に関する情報提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、事業活動による環境への負荷の軽減が求められます。地域社会の一員として、市民や市と連携して環境問題へ取り組むことができるよう、事業者の環境に配慮した取組への支援などを行います。

(4) 国・県、関係自治体等との連携強化

本計画を着実に推進するために、国や県、関係自治体等との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組の推進を図ります。

財源の確保にあたっては、国や県、各種法人の補助金等を積極的に活用します。

3 情報の発信と進行管理

(1) 情報の発信

毎年、本計画に掲げる環境に関する取組や本市の環境の調査結果等をまとめた「光市の環境」を「環境審議会」に報告するとともに、全市的な進捗管理を図るため、ホームページ等で情報発信します。

また、滞在者や通過者に対し、本市の環境に関する取組等について情報発信に努めます。

(2) 進行管理

計画の進捗管理をPDCAサイクル（PLAN：計画→DO：実行→CHECK：点検・評価→ACTION：見直し）に沿って行い、毎年の事業結果及び「環境審議会」や市民等からの提言を次の施策・事業に反映します。

資料編

掲載すべき必要な資料を示します。